

南部町統合庁舎建設庁内検討プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 南部町統合庁舎（以下「統合庁舎」という。）の建設に関し、総合的な見地から必要な事項を調査、検討することを目的に、南部町統合庁舎建設庁内検討プロジェクトチーム（以下「庁舎建設プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(庁舎建設プロジェクトチームの所掌事務)

第2条 庁舎建設プロジェクトチームは、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 統合庁舎建設にかかる基本計画策定及び基本設計に関する事項
- (2) その他統合庁舎建設に関して必要な事項

(構成)

第3条 庁舎建設プロジェクトチームは、リーダー、副リーダー及びメンバーをもって構成する。

- 2 リーダー及び副リーダーを各1人置き、メンバーの互選により定める。
- 3 メンバーには、総務課、企画財政課、税務課、住民生活課、健康福祉課、農林課、商工観光交流課、建設課、出納室、医療センター事務局、学務課、社会教育課、町営地方卸売市場、議会事務局、農業委員会事務局、老健なんぶ事務局に所属する課長補佐もしくは班長級の職員をもって組織する。

(メンバーの任期)

第4条 メンバーの任期は、任命の日から統合庁舎建設の事務事業が終了する日までとする。ただし、補充するメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(リーダー及び副リーダーの職務)

第5条 リーダーは、会務を総理し、庁舎建設プロジェクトチームの会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、リーダーが必要に応じ招集する。

- 2 リーダーは、メンバーが会議を欠席する場合には、当該メンバーの代理者の出席を求めることができる。

- 3 リーダーは、会議の運営上必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 庁舎建設プロジェクトチームは、事務遂行に必要な事項を協議するため、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 庁舎建設プロジェクトチームの庶務は、南部町総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁舎建設プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが庁舎建設プロジェクトチームに諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年7月12日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に定める事務が終了したとき、その効力を失う。